



しょうがい 障害のある方もない方も、共に支えあい、 だれ 誰もが、しあわせを実感できるまちに



～12月3日から9日は障害者週間です～

市では、市民の皆さんが障害のある方々への理解を深め、誰もが過ごしやすいまちを実現するために、さまざまな取り組みを実施しています。

■問い合わせ 障害福祉課(内線699)

障害のある方々の
ある風景

しごと つう ち い き こうりゅう 仕事を通じた地域との交流

障害のある方々が、作業所などで生活場面や就労に向けた支援を受けながら、和菓子製造・販売や駅前清掃、フラワーセンターでの花の育成などさまざまな活動に携わり、市のまちづくりに貢献しています。また、自治会などとの交流による、やりたいことの話し合いや多くの経験・体験をとおして「一人ひとりが希望する暮らしの実現」に向けて活動しています。

注目 福祉作業所ゆうゆうの生産活動



どらやき製作



リサイクルフラワーセンターでの花の育成

そうだんかい じっし 相談会を実施しています

市では、障害のある方の悩みや困り事、疑問などに対してさまざまな相談会を実施しています。予約不要です。ぜひご利用ください。

就職を希望する障害のある方へ

● 就労相談会

「働きたいが、何から始めたらいいかわからない」「今後、仕事を続けていく自信がない」など就職を希望する障害のある方の相談を受け付けています。

とき 偶数月の第4金曜日、午後1時～4時 ※次回12月22日(金)

ところ 市役所 ※都度お問い合わせください

身体障害のある方へ

● 身体障害者相談会

とき 毎月第3土曜日、午後1時～4時 ※次回12月16日(日)

ところ 心身障害者福祉センター(電話：445-1828)

知的障害のある方の保護者へ

● 知的障害者相談会

とき 3、9月の第3金曜日、午後1時30分～3時 ※次回12月22日(金)

6、12月の第4金曜日、午後1時30分～3時

ところ 市役所 ※都度お問い合わせください

しょうがい さべつ きょうせいしゃかい じつげん む 障害による差別のない共生社会の実現に向けて

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害者の社会的障壁(バリア)を取り除くための「合理的配慮」の提供が、これまでの「努力義務」から「義務」となります(令和6年4月1日から)。

「合理的配慮」とは

障害のある方から社会的障壁(バリア)を取り除くための対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことです。求められた対応ができないときは、障害のある方にその理由を説明し、別の方法を提案するなど、話し合うことが大切です。

令和5年度

しょうがいしゃ てん かいさい 障がい者アート展を開催します



今年度は、例年よりも規模を拡大し、障害のある方々が制作した文化芸術作品を展示します。ぜひ、この機会に障害のある方々の作品を心に感じてみませんか。

とき ①12月3日(日)～8日(金)、午前9時～午後5時

②12月3日(日)～10日(日)、午前10時～午後4時30分

ところ ①市役所2階 ロビー ②郷土博物館3階 ロビー



しゅわ かん し 手話などに関するお知らせ

市では、手話が言語であることを認識し、手話を使いやすい環境をつくっていくために、令和3年4月1日に「**戸田市手話言語条例**」が施行されました。手話を学ぶ講習会の開催や、「**広報戸田市**」の「**手話でコミュニケーション**」コーナー(今月号は31ページ)、**市公式YouTube**の「**手話チャンネル**」など、さまざまな形でコミュニケーション手段としての手話を皆さんにお伝えしています。また、障害福祉課では手話通訳者を配置し、市役所各課での手続きを支援しています。



YouTube

#手話チャンネル #戸田 検索



手話通訳者を派遣します

手話と音声言語でのコミュニケーションが必要な時はご利用ください。手話から音声言語、音声言語から手話、どちらにも対応できます。

問い合わせ 市手話通訳者派遣事務所(心身障害者福祉センター 1階)

FAX：441-5031 電話：445-1828

依頼受付 月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分
(祝日、年末年始を除く)

要約筆記を行います

音声言語を文字に変換して伝えます。紙に書く方法のほか、大人数が集まる場所ではパソコンなどを使い、スクリーンに映し出して伝えます。

問い合わせ 埼玉聴覚障害者情報センター

FAX：048-814-3354 電話：048-814-3353

依頼受付 月～土曜日、午前9時～午後5時(祝日を除く)
※正午～午後1時は休憩時間